

	資料提供
	令和4年12月13日
担当課 (担当者)	高病原性鳥インフルエンザ 防疫対策本部 畜産課 (田中、寺坂)
電話	0857-26-7285

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況 (第 15 報、12 月 13 日午後 3 時現在)  
 \_\_\_\_\_ が変更点

鳥取市で確認された高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置については、次のとおりです。

## 記

### 1 発生農場の防疫措置

#### (1) 殺処分(12 月 1 日午前 5 時開始)

12 月 3 日午後 1 時 25 分終了 殺処分羽数 : 105, 505 羽

#### (2) 焼却の状況

鳥取市内の焼却施設で焼却中。(12 月 1 日午後 7 時開始)

日時	殺処分羽数	焼却羽数	進捗率
12 月 13 日午後 3 時現在	105, 505 羽	97, 290 羽	92%

#### (3) 汚染物品の処理、農場内の清掃、消毒

12 月 5 日午後 5 時終了

### 2 消毒ポイント等

#### (1) 消毒ポイント 5 箇所で設営中

※発生農場における防疫措置が終了したことから、一部の消毒ポイントの運営時間を 24 時間から 6:00~22:00 へ変更しています。

#### (2) 移動制限区域(半径 3km 以内) 家きん農場なし

#### (3) 搬出制限区域(半径 3km~10km) 家きん農場なし

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。安心してお召し上がりください。